

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文

目次

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）	1
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）	2

改 正 案	現 行
<p>（削る）</p> <p>第十三条（略） （手数料の納付を要しない独立行政法人）</p>	<p>（納付受託者の指定要件）</p> <p>第十三条 法第百三条の二十七項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 納付受託者（法第百三条の二十七項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが電波利用料の徴収の確保及び電波利用料の納付に係る便益の増進に寄与すると認められること。</p> <p>二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして総務省令で定める基準を満たしていること。</p> <p>第十四条（同上） （手数料の納付を要しない独立行政法人）</p>

